

保 護 者 様

葛城市教育委員会 学校教育課長
葛城市市民生活部 保険課長

(独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の優先と
福祉医療費助成制度について

葛城市教育委員会では葛城市立幼稚園、小・中学校に在籍する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下（授業中、通学中、部活動中など）において児童生徒等がけが等をした場合、医療機関でお支払いいただいた金額^{※1}に加え、医療費総額の1割が見舞金として上乗せされ給付されます。

一方、福祉医療費助成制度^{※2}では、高校卒業までの通院・入院・調剤薬局等の医療費の一部が助成されますが、学校管理下でのけが等において医療機関で受診される場合は、スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されます。したがって、県内医療機関窓口では福祉医療費助成制度の医療費受給資格証は提示せず、スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用する旨を必ず申し出て下さい。また、医療機関で記載いただいた「医療等の状況」は、毎月にご提出いただきますようお願いいたします。

万が一、福祉医療費助成金を受けられた場合は、スポーツ振興センターの災害共済給付金との重複受給がないよう調整し相殺させていただきますが、相殺できない場合は福祉医療費助成金を市役所保険課に返還していただくこととなりますのでご了承ください。

なお、スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、初診から治癒までの医療費総額が5,000円未満（窓口支払額の合計が幼稚園児は1,000円未満、小・中学生は1,500円未満）の場合は、給付を受けることができません。その際は、市役所保険課で福祉医療費助成金の請求手続きを行ってください。みなさまのご協力をお願いします。

※1 医療保険が適用されないもの（薬の容器代、自由診療、診断書料など）は含みません。

※2 福祉医療費助成制度とは、乳幼児・子ども・ひとり親家庭等・心身障害者医療をいいます。

葛城市役所	当麻庁舎・新庄庁舎	
教育委員会	学校教育課	0745-44-5108
市民生活部	保険課	0745-44-5003